

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第170号)

平成12年12月1日

横情審答申第170号

平成12年12月1日

横浜市長 高秀 秀信 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第29条第1項の規定に  
基づく諮問について（答申）

平成12年4月4日 保健第 号による次の諮問について，別紙のとおり答申します。

「相談個人票(本人に該当するもの)(平成 年 月 日分，平成 年 月 日分，平成 年 月 日分，平成 年 月 日分及び平成 年 月 日分)」の公文書の本人開示請求の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、相談個人票（本人に該当するもの）（平成 年 月 日分，平成 年 月 日分，平成 年 月 日分，平成 年 月 日分及び平成 年 月 日分）の公文書の本人開示請求を非開示とした決定のうち，別表に示す部分を非開示とした決定は妥当であるが，その余の部分は開示すべきである。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は，「相談個人票(本人に該当するもの)（平成 年 月 日分，平成 年 月 日分，平成 年 月 日分，平成 年 月 日分及び平成 年 月 日分）」（以下「本件申立文書」という。）の公文書の本人開示請求（以下「本件請求」という。）に対して，横浜市長（以下「実施機関」という。）が，平成11年12月27日付で行った非開示決定の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書は，横浜市公文書の公開等に関する条例（昭和62年12月横浜市条例第52号。以下「旧条例」という。）第11条第2項第1号に規定する第9条第1項第1号及び第6号並びに第11条第2項第2号に該当するため非開示としたものであり，その理由は，次のように要約される。

## (1) 旧条例第11条第2項第1号に規定する第9条第1項第1号の該当性について

本件申立文書に記載されている第三者の発言，担当者の第三者への評価は，個人に関する情報であって，氏名が明らかにされていない場合についても，その記載内容から個人が特定される可能性がある。

## (2) 旧条例第11条第2項第1号に規定する第9条第1項第6号の該当性について

子ども・家庭支援センターの相談業務におけるカウンセリングは，相談者がカウンセラーを信頼し，内心を開いて日常的・非日常的出来事を含めて話すことによって心を癒していく作業であるとともに，相談者自身が心の問題の解決に前向きに取り組むことができるよう導いていく作業でもある。

本件申立文書は，カウンセリングに際して，カウンセラーが行った相談者に対する評価・判定の情報等が記録されており，これを開示することによって，本人に誤解を与えるおそれがあり，その結果，当該相談業務の円滑な執行に支障を生じる可能性が

強い。したがって、たとえ本人であっても、心理面接（心理療法）を効果的に進めるために必要と判断される場合を除き、開示しないことが必要である。

本件の場合、開示することにより、本人とカウンセラーとの信頼関係が損なわれ、今後の相談業務の円滑な執行に著しい支障が生じる。

### (3) 旧条例第11条第2項第2号の該当性について

現在、精神科医療における病名告知は、一般的には通院・入院治療において病状が改善し、患者が自己の病気をある程度受け入れられると医師が判断した場合、今後の通院服薬の継続や精神科リハビリテーションの必要性等を説明する中で行われている。

本件申立文書には、相談者個人の心の状態や相談者に対するカウンセラーの評価・判定が記載されており、これを本人に開示すると無用な誤解を与え、そのことによって相談者自身が心の問題の解決をはかることを阻害し、相談者に対する適正な指導ができなくなってしまう、本人に対する相談業務にも支障を及ぼすおそれがある。

## 4 異議申立人の非開示決定に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件申立文書についての非開示決定に対する意見は、次のように要約される。

(1) 申立人は、精神神経症状を癒すため、保健所の相談担当者にその症状を述べていた。

申立人は、当時の自分の状態について十分な記憶がなく、これを失っているのも病的なものと考えているが、当時は詳しく状況を語っていたと考えられる。

(2) 本件申立文書は、医師の診療録（カルテ）に相当するものと考えられるが、現在日本医師会では、カルテについて本人に対しては開示するよう指導していることは周知のとおりである。

(3) 原処分の非開示理由は、条文が掲げられているだけで、具体的に何を指すものであるか明確に分からないが、旧条例第11条第2項第2号に当たるとしても、上記(2)で述べたように本人に開示を受ける必要があり、開示されたことにより「本人の自立支援など今後の相談業務に影響を生ずるおそれ」などは全くなく、開示しないことによって相談業務の信頼性を失うおそれの方が大きいと考えられる。

また、本件申立文書の開示によって、第三者のプライバシーを侵害するおそれがあるとは到底考えられない。

(4) 現在、本人は医師から診断を受け、治療続行中であり、本件代理人は同医師より申

立人の今後の病状を的確に鑑定するためには当初の状況を知ることが極めて重要と聞き、その時の第一次的な資料として、本件申立文書が必要である。

## 5 審査会の判断

### (1) 答申に当たっての適用条例について

横浜市個人情報の保護に関する条例（平成12年2月横浜市条例第2号。以下「新条例」という。）が平成12年7月1日に施行されたが、本件は旧条例に基づきなされた処分に対する異議申立てであるため、当審査会は、新条例附則第7項の規定により、旧条例の規定に基づき本件異議申立てを審議することとする。

### (2) 子ども・家庭支援センターについて

子ども・家庭支援センターは、保健・教育・福祉の連携により、乳幼児期から学童期・思春期までの子どもと養育者を対象に総合的な子育て支援を行うことを目的に、保健婦、教育相談員、保育士及びカウンセラーなど専門的知識・経験を有する職員を担当者として、子どもと養育者等に対する相談業務を行っている。

### (3) 子ども・家庭支援センターの相談業務について

子ども・家庭支援センターにおける相談業務は、電話又は面談により、保健婦及び教育相談員はすべての年齢層の相談に、保育士は学齢前の児童の育児に関する相談に、カウンセラーは相談者の不安が非常に強く、心理的アプローチが必要な相談に対応しており、相談を受けた各担当者は、相談者に対して一定の評価・判定をした上で、関係機関の紹介等必要な指導を行っていることが認められる。

### (4) 本件申立文書について

本件申立文書は、子ども・家庭支援センターにおける相談業務の中で、申立人の相談に基づき作成される相談個人票であって、受付日、番号、担当者、決裁、来談者氏名、対象児との続柄、対象児氏名、性別、生年月日、現在籍園・校、住所、電話番号、世帯構成、現在までに関係した機関、主訴、処遇方針、特記、現在までの経過、相談内容及び援助内容が記録されていることが認められる。

このため、本件申立文書には、申立人に関するプライバシーに係る情報について、申立人から直接聴取した事項及び出来事、担当カウンセラーの専門職としての評価・判定内容又は指導助言内容などが混在して記録されていることが認められる。

実施機関は、本件申立文書に記録された情報は、旧条例第11条第2項第1号に規定する第9条第1項第1号及び第6号並びに旧条例第11条第2項第2号に該当する

として本件申立文書を非開示としているが、当審査会は、この点について次のとおり判断した。

(5) 旧条例第11条第2項第1号に規定する第9条第1項第1号の該当性について

ア 旧条例第11条第2項第1号に規定する第9条第1項第1号では、「個人に関する情報・・・であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」に該当する情報であって、本人以外の者に係るものについては、開示しないことができると規定している。

イ 本件申立文書は、(4)で述べたとおり、申立人からの相談の内容を記録した帳票（個人票）であり、実施機関が、電話又は面談により、申立人から直接聴取した内容に基づいて作成され、申立人の心情や家庭の状況及びそれらに関するカウンセラー等専門職による評価、判定の内容が記録されているものであることが認められる。

したがって、本件申立文書に記録されている情報は、そのすべてが申立人の個人に関する情報であって、本号には該当しないと考える。

なお、本件申立文書には、申立人本人に関する情報のほかに、申立人の同居家族に関する情報や特定の弁護士の氏名等に関する情報が記録されていることが認められる。申立人の同居家族に関する情報については、申立人の日常における同居家族とのかかわり等について、申立人自身から聴取した内容に基づいて記録されたものであり、また、弁護士の氏名等に関する情報については、当該弁護士が申立人の代理人であることが認められることから、いずれも申立人本人の個人に関する情報に該当すると考えることが相当である。

(6) 旧条例第11条第2項第1号に規定する第9条第1項第6号の該当性について

ア 旧条例第9条第1項第6号では、「市・・・が行う・・・その他の事務事業に関する情報であって、公開することにより、・・・関係当事者間の信頼関係が損なわれると認められるもの又は当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずると認められもの」は、開示しないことができると規定している。

イ 本件申立文書のような相談指導業務に係る公文書には、具体的な相談内容や家族等の状況等のもとより、当該相談についての専門職員の意見、さらには関係機関の対応等の情報が記録されていることが認められる。これらの情報は、相談者との関係もあるが、関係機関との信頼関係を維持すべき情報や専門職員の評価・判断等に係る情報に該当するものと考えることが相当である。

このような公文書を開示すると、相談者又は関連する関係機関との信頼関係を失うなど、適正な相談指導業務の執行に支障が生ずるおそれがあるとともに、相談者等に無用な誤解を与えるなどにより、課題の解決を図ることを困難にしまうおそれがあることから、開示しないことが妥当であると考えられる。

ウ しかし、本件申立文書については、来談者氏名、対象児氏名及び住所等の申立人の陳述に基づいて事実関係が記録された部分（事実関係情報）と、相談内容及び援助内容等の具体的相談内容に対するカウンセラー等専門職員による評価、判定、指導等が事実関係情報と一体となって記録された部分（評価、判定情報）に区分することができるものと解する。このため、本件申立文書に記録されている事実関係情報については、申立人本人に開示しても、前述のイに相当する実施機関が行う相談指導業務に支障が生ずるおそれがあるとは認められないことから、本号に該当しないと考える。

エ そうすると、本件申立文書のうち、受付日、番号、担当者、決裁、来談者氏名、対象児との続柄、対象児氏名、性別、生年月日、現在籍園・校、住所、電話番号、世帯構成、現在までに関係した機関、主訴、処遇方針及び特記の欄の全部並びに現在までの経過、相談内容及び援助内容の欄の一部については、申立人の陳述に基づいて、その内容を当該陳述どおりに記録した事実関係情報であると認められることから、本号に該当しないと考える。

オ したがって、本件申立文書のうち、別表に示す部分については本号に該当するが、その余の部分については本号に該当しないので、開示すべきである。

#### (7) 結論

以上のとおり、本件申立文書に記載された情報は、旧条例第11条第2項第1号に規定する第9条第1項第1号には該当しない。

しかし、本件申立文書のうち別表に示す部分は、旧条例第11条第2項第1号に規定する第9条第1項第6号に該当する情報であり、開示しないことができるものであることから、旧条例第11条第2項第2号の該当性について判断するまでもなく、実施機関が、公文書の本人開示請求を非開示とした決定は妥当であるが、その余の部分は開示すべきである。

< 別 表 >

旧条例第11条第2項第1号に規定する第9条第1項第6号に該当するとして、開示しないことが妥当と判断した部分

該当受付日	該当項目
平成 年 月 日分	現在までの経過（主訴に関する記載部分を除く。）、相談内容、援助内容
平成 年 月 日分	現在までの経過、相談内容、援助内容
平成 年 月 日分	現在までの経過、相談内容、援助内容

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成12年4月4日	・ 諮問
平成12年5月26日 (第225回審査会)	・ 諮問の報告
平成12年5月19日	・ 実施機関から非開示理由説明書を受理
平成12年6月5日	・ 異議申立人から意見書を受理
平成12年7月28日 (第229回審査会)	・ 審議
平成12年8月4日 (第230回審査会)	・ 審議
平成12年9月8日 (第231回審査会)	・ 異議申立人から意見聴取 ・ 審議
平成12年9月22日 (第232回審査会)	・ 審議
平成12年10月13日 (第233回審査会)	・ 審議
平成12年10月27日 (第234回審査会)	・ 審議
平成12年11月10日 (第235回審査会)	・ 審議
平成12年11月24日 (第236回審査会)	・ 審議